

平成23年4月1日

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第46条第4項の規定に基づき、賛助会員及び賛助会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 賛助会員として入会しようとする者は、本財団に入会申込書を提出し、理事長の承認を受けなければならない。

(退会)

第3条 賛助会員で退会しようとする者は、本財団に退会届を提出しなければならない。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、1口以上の賛助会費を納入するものとする。

2 1口の金額は、1事業年度につき300,000円とする。

3 賛助会費は、毎事業年度の4月末までに納入するものとする。

4 事業年度開始後入会した賛助会員については、当該事業年度の賛助会費を入会后1月以内に納入するものとする。

5 賛助会員に特別な事情がある場合は、賛助会費を割り引くことができる。

6 第2項から前項までの規定にかかわらず、事業年度開始後6ヶ月を経過して入会する場合は、当該事業年度の賛助会費を所定金額の半額とすることができる。

7 賛助会員が退会した場合は、既に納入した賛助会費を返還しない。

(休会会員)

第5条 賛助会員の特別な事情により賛助会員から休会届を受けた場合は、期間を定めて休会会員とすることができる。

2 休会会員に対して、賛助会費の全額又は一部の納入を免除することができる。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な細目は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和61年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年3月30日から適用する。

附 則

この規程は、一般法人設立の登記の日（平成23年4月1日）から適用する。

○平成11年7月1日の変更

- (1) 寄附行為の引用規定の変更 (第1条)

○平成12年3月30日の変更

- (1) 賛助会費の特別割引に関する規定の追加 (第4条第5項)
- (2) 休会会員に関する規定の追加 (第5条)
- (3) 補則に関する規定の追加 (第6条)

○平成23年4月1日の変更

- (1) 一般財団法人移行に伴い引用規定を定款第46条第4項に変更 (第1条)